**昭和四十九年大蔵省・厚生省・農林省・通商産業省・運輸省令第一号**

工場立地法施行規則

工場立地法（昭和三十四年法律第二十四号）第四条第一項、第六条第一項及び第二項（第七条第二項及び第八条第二項において準用する場合を含む。）、第七条第一項、第八条第一項並びに工場立地の調査等に関する法律の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第百八号）附則第三条第一項の規定に基づき、並びに工場立地法を実施するため、工場立地法施行規則を次のように定める。

（用語）

**第一条**　この省令において使用する用語は、工場立地法（昭和三十四年法律第二十四号。以下「法」という。）において使用する用語の例による。

（生産施設）

**第二条**　法第四条第一項第一号の生産施設は、次の各号に掲げる施設（地下に設置されるものを除く。）とする。

一　製造業における物品の製造工程（加工修理工程を含む。）、電気供給業における発電工程、ガス供給業におけるガス製造工程又は熱供給業における熱発生工程を形成する機械又は装置（次号において「製造工程等形成施設」という。）が設置される建築物

二　製造工程等形成施設で前号の建築物の外に設置されるもの（製造工程等形成施設の主要な部分に係る附帯施設であつて周辺の地域の生活環境の保持に支障を及ぼすおそれがないことが特に認められるものを除く。）

（緑地）

**第三条**　法第四条第一項第一号の緑地は、次の各号に掲げる土地又は施設（建築物その他の施設（以下「建築物等施設」という。）に設けられるものであつて、当該建築物等施設の屋上その他の屋外に設けられるものに限る。以下「建築物屋上等緑化施設」という。）とする。

一　樹木が生育する区画された土地又は建築物屋上等緑化施設であつて、工場又は事業場の周辺の地域の生活環境の保持に寄与するもの

二　低木又は芝その他の地被植物（除草等の手入れがなされているものに限る。）で表面が被われている土地又は建築物屋上等緑化施設

（緑地以外の環境施設）

**第四条**　法第四条第一項第一号の緑地以外の主務省令で定める環境施設は、次の各号に掲げる土地又は施設であつて工場又は事業場の周辺の地域の生活環境の保持に寄与するように管理がなされるものとする。

一　次に掲げる施設の用に供する区画された土地（緑地と重複する部分を除く。）

イ　噴水、水流、池その他の修景施設

ロ　屋外運動場

ハ　広場

ニ　屋内運動施設

ホ　教養文化施設

ヘ　雨水浸透施設

ト　太陽光発電施設

チ　イからトまでに掲げる施設のほか、工場又は事業場の周辺の地域の生活環境の保持に寄与することが特に認められるもの

二　太陽光発電施設のうち建築物等施設の屋上その他の屋外に設置されるもの（緑地又は前号に規定する土地と重複するものを除く。）

**第五条**　削除

（特定工場の新設等の届出）

**第六条**　法第六条第一項、第七条第一項若しくは第八条第一項又は工場立地の調査等に関する法律の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第百八号）附則第三条第一項の規定による届出（以下「新設等の届出」という。）をしようとする者は、当該特定工場の設置の場所を管轄する市町村長（特別区の区長を含む。）に、様式第一（特定工場の設置の場所が指定地区に属するときは、様式第二）による届出書を一部提出しなければならない。

2　法第六条第二項（法第七条第二項及び第八条第二項において準用する場合を含む。）の主務省令で定める書類は、次の各号（当該特定工場の設置の場所が指定地区に属しない場合にあつては、第一号から第五号まで及び第八号）に掲げるものとする。

一　次に掲げる事項を記載した当該特定工場の事業概要説明書

イ　生産の開始の時期並びに生産数量及び生産能力

ロ　工業用水及び電力の使用量

ハ　従業員数

二　生産施設、緑地、環境施設その他の主要施設の配置図

三　当該特定工場の用に供する土地及びその周辺の土地の利用状況を説明した書類

四　工業団地内の工場敷地、次条の施設、公共道路その他の主要施設の配置図（工業団地に当該特定工場の新設等が行われる場合であつて法第八条第一項の規定による届出以外の新設等の届出をする場合に限る。）

五　隣接緑地等における環境施設の配置図（工業集合地に当該特定工場の新設等が行われる場合であつて法第四条第一項第三号ロに掲げる事項に係る同項第一号及び第二号に掲げる事項の特例の適用を受けようとする場合に限る。）

六　汚染物質の発生経路及び汚染物質の処理工程を示す図面

七　工場立地に伴う公害の防止に関する調査の対象となつた物質であつて別表第一及び別表第二に掲げる物質以外のものうち指定地区ごとに経済産業大臣及び環境大臣が定めるものの最大排出予定量に関する事項を説明した書類

八　当該特定工場の新設等のための工事の日程を説明した書類

3　法第八条第一項の規定による届出をしようとする者は、当該届出に係る特定工場の新設等の届出の際に添付した前項の書類であつて最終のものに示した事項について変更がない場合には、当該書類に相当する書類の添付を省略することができる。

（工業団地共通施設）

**第七条**　法第六条第一項第五号の緑地、環境施設その他の主務省令で定める施設（以下「工業団地共通施設」という。）は、工業団地内の次の各号に掲げる施設（工業団地に設置される工場又は事業場の敷地内にあるものを除く。）とする。

一　緑地及び緑地以外の環境施設

二　排水施設、工業団地管理事務所、集会所、駐車場その他これらに類する施設の敷地

（汚染物質）

**第八条**　法第六条第一項第六号に規定する汚染物質のうち、大気に係るものは別表第一に掲げる物質とし、水質に係るものは別表第二に掲げる物質とする。

（軽微な変更）

**第九条**　法第七条第一項の主務省令で定める軽微な変更は、次のとおりとする。

一　法第六条第一項第五号の事項に係る変更を伴わない当該特定工場の建築面積の変更

二　特定工場に係る生産施設の修繕によるその面積の変更であつて、当該修繕に伴い増加する面積の合計が三十平方メートル未満のもの

三　特定工場に係る生産施設の撤去

四　特定工場に係る緑地又は緑地以外の環境施設の増加

五　特定工場に係る緑地又は緑地以外の環境施設の移設であつて、当該移設によりそれぞれの面積の減少を伴わないもの（周辺の地域の生活環境の保持に支障を及ぼすおそれがないものに限る。）

六　特定工場に係る緑地の削減によるその面積の変更であつて、当該削減によつて減少する面積の合計が十平方メートル以下のもの（保安上その他やむを得ない事由により速やかに行う必要がある場合に限る。）

（氏名等の変更の届出）

**第十条**　法第十二条の規定による届出は、様式第三による届出書によつてしなければならない。

2　第六条第一項の規定は、前項の届出の場合に準用する。

（承継の届出）

**第十一条**　法第十三条第三項の規定による届出は、様式第四による届出書によつてしなければならない。

2　第六条第一項の規定は、前項の届出の場合に準用する。

（条例等に係る適用除外）

**第十二条**　前二条の規定は、市町村（特別区を含む。）の条例、規則その他の定めに別段の定めがあるときは、その限度において適用しない。

**附　則　抄**

1　この省令は、工場立地の調査等に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（昭和四十九年三月三十一日）から施行する。

2　工場立地の調査等に関する法律施行規則（昭和三十六年大蔵省・厚生省・農林省・通商産業省・運輸省令第一号）は、廃止する。

**附　則（昭和五三年七月五日大蔵省・厚生省・農林省・通商産業省・運輸省令第二号）**

この省令は、公布の日から施行する。

**附　則（昭和五六年三月三〇日大蔵省・厚生省・農林水産省・通商産業省・運輸省令第二号）**

この省令は、地方支分部局の整理のための行政管理庁設置法等の一部を改正する法律の施行の日（昭和五十六年四月一日）から施行する。

附　則（昭和五七年三月二三日大蔵省・厚生省・農林水産省・通商産業省・運輸省令第一号）

この省令は、昭和五十七年四月一日から施行する。

附　則（昭和五九年六月二二日大蔵省・厚生省・農林水産省・通商産業省・運輸省令第二号）

この省令は、昭和五十九年七月一日から施行する。

附　則（昭和六一年四月二六日大蔵省・厚生省・農林水産省・通商産業省・運輸省令第一号）

この省令は、公布の日から施行する。

附　則（平成四年八月三一日大蔵省・厚生省・農林水産省・通商産業省・運輸省令第一号）

1　この省令は、工場立地法施行令の一部を改正する政令（平成四年政令第二百六十九号）の施行の日（平成四年九月一日）から施行する。

2　この省令の施行前に改正前の工場立地法施行規則第六条第一項、第十条第二項又は第十一条第二項の規定により別表第二の一の項から七の項の中欄に掲げる者に提出された届出書については、なお従前の例による。

附　則（平成六年一二月二六日大蔵省・厚生省・農林水産省・通商産業省・運輸省令第二号）

この省令は、平成七年一月一日から施行する。ただし、様式第一から様式第四までの改正規定の適用に関しては、平成七年三月三十一日までは、なお従前の例によることができる。

附　則（平成一〇年一月一二日大蔵省・厚生省・農林水産省・通商産業省・運輸省令第一号）

この省令は、工場立地法の一部を改正する法律の施行の日（平成十年一月三十一日）から施行する。

附　則（平成一二年一月一三日大蔵省・厚生省・農林水産省・通商産業省・運輸省令第一号）

この省令は、平成十二年四月一日から施行する。

附　則（平成一二年九月一九日大蔵省・厚生省・農林水産省・通商産業省・運輸省令第五号）

この省令は、平成十三年一月六日から施行する。

附　則（平成一六年三月三一日財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第一号）

この省令は、公布の日から施行する。

附　則（平成二二年六月三〇日財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第一号）

この省令は、公布の日から施行する。

附　則（平成二三年九月三〇日財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第一号）

この省令は、公布の日から施行する。

附　則（平成二四年二月一七日財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第一号）

この省令は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成二十四年四月一日）から施行する。

附　則（平成二四年六月一五日財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第二号）

この省令は、公布の日から施行する。

附　則（平成二九年二月二七日財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第一号）

この省令は、平成二十九年四月一日から施行する。

附　則（令和元年六月二八日財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第一号）

この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

附　則（令和二年一二月二八日財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第一号）

（施行期日）

第一条　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2　この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

別表第一（第六条、第八条関係）

一　いおう酸化物
二　窒素酸化物
三　ばいじん
四　カドミウム及びその化合物
五　塩素及び塩化水素
六　ふっ素、ふっ化水素及びふっ化けい素
七　鉛及びその化合物
八　粉じん

別表第二（第六条、第八条関係）

一　生物化学的酸素要求量又は化学的酸素要求量として表示される有機性物質
二　浮遊物質
三　ノルマルヘキサン抽出物質
四　カドミウム及びその化合物
五　シアン化合物
六　有機りん化合物（ジエチルパラニトロフェニルチオホスフェイト（別名パラチオン）、ジメチルパラニトロフェニルチオホスフェイト（別名メチルパラチオン）、ジメチルエチルメルカプトエチルチオホスフェイト（別名メチルジメトン）及びエチルパラニトロフェニルチオノベンゼンホスホネイト（別名EPN）に限る。）
七　鉛及びその化合物
八　六価クロム化合物
九　ひ素及びその化合物
一〇　水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物
一一　水素イオン
一二　フエノール類
一三　銅
一四　亜鉛
一五　溶解性鉄
一六　溶解性マンガン
一七　クロム
一八　ふっ素
一九　大腸菌群

様式第1

様式第1

特定工場新設（変更）届出書（一般用）

年　月　日

殿

届出者　氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名

（担当者）　電話（　　）　　番

工場立地法第6条第1項（第7条第1項、第8条第1項、工場立地の調査等に関する法律の一部を改正する法律（昭和48年法律第108号。以下「一部改正法」という。）附則第3条第1項）の規定により、特定工場の新設（変更）について、次のとおり届け出ます。

| | | | |
|---|---|---|---|
| 1 | 特定工場の設置の場所 | | |
| 2 | 特定工場における製品（施工規程第1条に属するものにあつては施工規程の内容、電気供給業、ガス供給業又は熱供給業に属するものにあつては特定工場の種類） | | |
| 3 | 特定工場の敷地面積 | | ㎡ |
| 4 | 特定工場の建築面積 | | ㎡ |
| 5 | 特定工場における生産施設の面積 | | 別紙1のとおり |
| 6 | 特定工場における緑地及び環境施設の面積及び配置 | | 別紙2のとおり |
| 7 | 工場団地の面積及びこの工場団地共通施設の面積及びこの工場団地の環境施設の配置 | | 別紙3のとおり |
| 8 | 騒音発生源の面積及び配置並びに防音設備及び排出音の音響学的数値 | | 別紙4のとおり |
| 9 | 特定工場の新設（変更）のための工事の開始の予定日 | 造成工事等 | |
| | | 施設の設置工事 | |
| 公害防止管理者等 | | 届出者 | |
| 特定作業年月日 | | | |
| 市町村長の意見 | | 市長 | |

備考　1　欄内の欄には、記載しないこと。

2　6欄から8欄について、規則第4条に規定する緑地以外の環境施設以外の施設と重複する地及び規則第3条に規定する建築物敷と等緑化施設はそれ以外の緑地と区別して記載すること。

3　法第6条第1項の規定による届出の場合は、1欄から9欄までのすべての欄（特定工場の設置の場所が工場団地に属しない場合は7欄を、工業集合地特例の適用を受けようとしない場合は8欄を除く。）に記載すること。

4　法第7条第1項又は一部改正法附則第3条第1項の規定による変更の届出の場合は、1欄から9欄までのすべての欄（特定工場の設置の場所が工業団地に属しない場合は7欄を、工業集合地特例の適用を受けようとしない場合は8欄を除く。）に記載するとともに、2欄から6欄まで及び8欄のうち変更のある欄については、変更前及び変更後の内容を対照し対応すること。

5　法第8条第1項の規定による変更の届出の場合は、1欄及び9欄に記載するとともに、2欄から6欄まで及び8欄のうち変更のある欄については、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。

6　9欄については、増改及び造成工事を行う場合にあつては造成工事等の欄に、生産施設、緑地等の施設の設置工事を行う場合にあつては施設の設置工事の欄に、それぞれ該当するとき記載すること。

7　届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本産業規格A4とすること。

別紙１

特定工場における生産施設の面積

| 生産施設の名称 | 施設番号 | 面　積（㎡） | 増減面積（㎡） |
|---|---|---|---|
| | | | |
| 生産施設の面積の合計 | | ㎡ | |

備考　１　施設番号欄には、セー１からはじまる一連番号を記載すること。ただし、法第８条第１項の規定による変更の届出の場合には、その変更に係る施設に対応する変更前の施設があるときは当該変更前の施設の届出済の番号を記載し、その変更に係る施設に対応する変更前の施設がないときは届出済の一連番号の次の番号を新たに設けてこれを記載すること。
２　法第７条第１項又は一部改正法附則第３条第１項の規定による変更の届出の場合は、面積欄を変更前と変更後に区分し、変更前の欄には全国の施設の面積を記載するとともに、その変更に係る施設に対応する変更前の施設がないときは「なし」と記載し、変更後の欄にはその変更に係る施設の変更後の面積のみを記載すること。
３　法第８条第１項の規定による変更の届出の場合は、面積欄を変更前と変更後に区分し、その変更に係る施設についてのみ記載し、その施設に対応する変更前の施設がないときは、変更前の欄には「なし」と記載すること。
４　燃焼面積欄には、法７条第１項、第８条第１項又は一部改正法附則第３条第１項の規定による変更の届出の場合のみ記載すること。この場合において、当該変更が面積の増加である場合は増加面積を表わす正の数字を、面積の減少である場合は減少面積を表わす負の数字を、面積の減少と増加を同時に行う場合は減少面積を表わす負の数字と増加面積を表わす正の数字の両方を記載すること。
５　生産施設の面積の合計の欄は、変更の届出の場合にあつては、変更前と変更後に区分し、それぞれの欄に当該特定工場における全生産施設の面積の合計を記載すること。

別紙２

特定工場における緑地及び環境施設の面積及び配置

１　緑地及び環境施設の面積

| 緑地（様式第１又は第２備考２で区別することとされた緑地を除く。）の名称 | 施設番号 | 面積（㎡） |
|---|---|---|
| | | |
| 緑地面積（様式第１又は第２備考２で区別することとされた緑地を除く。）の合計 | | ㎡ |
| 様式第１又は第２備考２で区別することとされた緑地の名称 | 施設番号 | 面積（㎡） |
| | | |
| 様式第１又は第２備考２で区別することとされた緑地の面積の合計 | | ㎡ |
| 緑地面積の合計 | | ㎡ |
| 緑地以外の環境施設の名称 | 施設番号 | 面積（㎡） |
| | | |
| 緑地以外の環境施設の面積の合計 | | ㎡ |
| 環境施設の面積の合計 | | ㎡ |

２　環境施設の配置

| | |
|---|---|
| 敷地の周辺部に配置する環境施設のうち施設の番号 | |
| 敷地の周辺部に配置する環境施設の面積の合計 | ㎡ |
| 配置について勘案した周辺の地域の土地利用の状況などとの関係 | |

備考　１　緑地の名称の欄には、区画毎に緑地の種類及びその設置の場所を記載すること。
２　その他は、別紙１の備考１から３までに準じて取扱うこと。この場合において、「セー１」とあるのは、緑地（様式第１又は第２備考２で区別することとされた緑地を除く。）にあつては「リー１」と、様式第１又は第２備考２で区別することとされた緑地にあつては「ジー１」と、緑地以外の環境施設にあつては「ターー１」と読み替えるものとする。

別紙３

工業団地の面積並びに工業団地共通施設の面積及び配置

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 工業団地の名称 | | | | |
| 工業団地の所在地 | | | | |
| 工業団地の面積 | | ㎡ | | |
| 工業団地内の全工場又は全事業場の敷地面積の合計 | | ㎡ | | |
| 工業団地共通施設の面積の合計 | | ㎡ | | |
| うち緑地（様式第１又は第２備考２で区別することとされた緑地を除く。） | 面積 | ㎡ | | |
| うち様式第１又は第２備考２で区別することとされた緑地 | 面積 | ㎡ | | |
| うち緑地以外の環境施設 | 面積 | ㎡ | 種類 | |
| その他の共通施設 | 面積 | ㎡ | 種類 | |
| その他の施設 | 面積 | ㎡ | 種類 | |
| 工業団地等の配置に関する概略図その他の説明 | | | | |

備考　１　その他の施設の面積の欄は、工業団地の面積から工業団地内の全工場又は全事業場の敷地面積の合計及び工業団地共通施設の面積の合計を減じた面積を記載すること。

別紙４

隣接緑地等の面積及び配置並びに負担総額及び届出者が負担する費用

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 隣接緑地等の名称 | | | | |
| 隣接緑地等の所在地 | | | | |
| 隣接緑地等の面積の合計 | | ㎡ | | |
| うち緑地（様式第１又は第２備考２で区別することとされた緑地を除く。） | 面積 | ㎡ | | |
| うち様式第１又は第２備考２で区別することとされた緑地 | 面積 | ㎡ | | |
| うち緑地以外の環境施設 | 面積 | ㎡ | 種類 | |
| 事業者の負担する総額 | 設置費用 | 円 | | |
| | 維持管理費用 | 円 | | |
| うち届出者の負担費用 | 設置費用 | 円 | | |
| | 維持管理費用 | 円 | | |
| 隣接緑地等の配置に関する概略図その他の説明 | | | | |

備考　１　「事業者の負担する総額」の欄には、隣接緑地等の整備につき当該工業集合地に工場又は事業場を設置する事業者が負担する費用の総額について、設置費用、維持管理費用（毎年の維持管理費用に協定等による維持管理期間を乗じた金額）のそれぞれを記載すること。
２　「うち届出者の負担費用」の欄には、隣接緑地等の整備につき届出者が負担する費用について、設置費用、維持管理費用（毎年の維持管理費用に協定等による維持管理期間を乗じた金額）のそれぞれを記載すること。

様式第２

様式第２

特定工場新設（変更）届出書（指定地区用）

年　月　日

殿

届出者　氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名

（郵便番号　　電話　　）　印

工場立地法第６条第１項（第７条第１項、第８条第１項、工場立地の調査等に関する法律の一部を改正する法律（昭和48年法律第108号。以下「一部改正法」という。）附則第３条第１項）の規定により、特定工場の新設（変更）について、次のとおり届出ます。

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 1 | 特定工場の設置の場所 | | | | |
| 2 | 特定工場における製品（加工段階製品に属するものにあつては加工段階の内容、電気供給業、ガス供給業又は熱供給業に属するものにあつては特定工場の種類） | | | | |
| 3 | 特定工場の敷地面積 | ㎡ | 11 | 特定工場における大気に係る汚染物質の最大排出予定量 | 別紙５のとおり |
| 4 | 特定工場の建屋面積 | ㎡ | | | |
| 5 | 特定工場における生産施設の面積 | 別紙１のとおり | 10 | 特定工場における水質に係る汚染物質の最大排出予定量 | 別紙６のとおり |
| 6 | 特定工場における緑地及び環境施設の面積及び配置 | 別紙２のとおり | 12 | 燃料及び原材料の使用に関する計画 | 別紙７のとおり |
| 7 | 工業団地の面積並びに工業団地共通施設の面積及び工業団地の環境施設の配置 | 別紙３のとおり | 13 | 公害防止施設の設置その他の特記事項 | 別紙８のとおり |
| 8 | 機械設備等の面積及び配置並びに負担金額及び居出者が負担する費用 | 別紙４のとおり | 14 | 特定工場の新設（変更）のための工事の開始の予定日 | 造成工事等<br>施設の設置工事等 |
| 総整理番号 | | | 受付番号 | | |
| 受理年月日 | | | | | |
| 備考 | | | | | |

備考　１　余白の欄には、記載しないこと。

２　６欄から８欄について、別記第４条に規定する緑地以外の環境施設以外の施設と重複する土地及び別別第３条に規定する建築物等と等緑化施設はそれ以外の緑地と区別して記載すること。

３　法第６条第１項の規定による新設の届出の場合は、１欄から13欄までのすべての欄（特定工場の設置の場所が工業団地に属しない場合は７欄を、工業集合地等例の適用を受けようとしない場合は８欄を除く。）に記載すること。

４　法第７条第１項又は一部改正法附則第３条第１項の規定による変更の届出の場合は、１欄から13欄までのすべての欄（特定工場の設置の場所が工業団地に属しない場合は７欄を、工業集合地等例の適用を受けようとしない場合は８欄を除く。）に記載するとともに、２欄から４欄までと９欄から12欄までのうち変更のある欄については、変更前及び変更後の内容を対照させること。

５　法第８条第１項の規定による変更の届出の場合は、１欄及び13欄に記載するとともに、２欄から６欄までと９欄から12欄までのうち変更のある欄については、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。ただし、当該変更が指定地区の指定の際当該指定地区において設置されており又は新設のための工事がされている特定工場に係る変更で指定地区の指定の日以後最初に行われるものである場合は、２欄から４欄までと９から12欄までのうち変更のある欄について変更前及び変更後の内容を対照させて記載するとともに、９欄から12欄までのうち変更のある欄以外のすべての欄に記載すること。

６　13欄については、増設及び造成工事を行う場合にあつては造成工事等の欄に、生産施設、緑地等の施設の設置工事を行う場合にあつては施設の設置工事の欄に、それぞれ該当する日を記載すること。

７　届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本産業規格Ａ４とすること。

別紙１

特定工場における生産施設の面積

| 生産施設の名称 | 施設番号 | 面　積（㎡） | 増減面積（㎡） |
|---|---|---|---|
| | | | |
| 生産施設の面積の合計 | | ㎡ | |

備考　１　施設番号欄には、セー１からはにまる一連番号を記載すること。ただし、法第８条第１項の規定による変更の届出の場合には、その変更に係る施設に対応する変更前の施設があるときは当該変更前の施設の届出書の番号を記載し、その変更に係る施設に対応する変更前の施設がないときは届出書の一連番号の次の番号を新たに設けてそれを記載すること。

２　法第７条第１項又は一部改正法附則第３条第１項の規定による変更の届出の場合は、面積欄を変更前と変更後に区分し、変更前の欄には全施設の面積を記載するとともに、その変更に係る施設に対応する変更前の施設がないときは「なし」と記載し、変更後の欄にはその変更に係る施設の変更後の面積のみを記載すること。

３　法第８条第１項の規定による変更の届出の場合は、面積欄を変更前と変更後に区分し、その変更に係る施設についてのみ記載し、その施設に対応する変更前の施設がないときは、変更前の欄には「なし」と記載すること。

４　増減面積欄には、法７条第１項、第８条第１項又は一部改正法附則第３条第１項の規定による変更の届出の場合のみ記載すること。この場合において、当該変更が面積の増加である場合は増加面積を表わす正の数字を、面積の減少である場合は減少面積を表わす負の数字を、面積の減少と増加を同時に行う場合は減少面積を表わす負の数字と増加面積を表わす正の数字の両方を記載すること。

５　生産施設の面積の合計の欄は、変更の届出の場合にあつては、変更前と変更後に区分し、それぞれの欄に当該特定工場における全生産施設の面積の合計を記載すること。

別紙６

特定工場における緑地及び環境施設の面積及び配置

１　緑地及び環境施設の面積

| 緑地（様式第１又は第２備考２で区別することとされた緑地を除く。）の名称 | 施設番号 | 面積（㎡） |
|---|---|---|
| | | |
| 緑地面積（様式第１又は第２備考２で区別することとされた緑地を除く。）の合計 | | ㎡ |
| 様式第１又は第２備考２で区別することとされた緑地の名称 | 施設番号 | 面積（㎡） |
| | | |
| 様式第１又は第２備考２で区別することとされた緑地の面積の合計 | | ㎡ |
| 緑地面積の合計 | | ㎡ |
| 緑地以外の環境施設の名称 | 施設番号 | 面積（㎡） |
| | | |
| 緑地以外の環境施設の面積の合計 | | ㎡ |
| 環境施設の面積の合計 | | ㎡ |

２　環境施設の配置

| | |
|---|---|
| 敷地の周辺部に配置する環境施設のある施設の番号 | |
| 敷地の周辺部に配置する環境施設の面積の合計 | ㎡ |
| 配置について敷地と周辺の地域の土地利用の状況などとの関係 | |

備考　１　緑地の名称の欄には、区画毎に緑地の種類及びその設置の場所を記載すること。

２　その他は、別紙１の備考１のからまでなどと同様とすること。この場合において、「セー１」とあるのは、緑地（様式第１又は第２備考２で区別することとされた緑地を除く。）にあつては「リー１」と、様式第１又は第２備考２で区別することとされた緑地にあつては「ジー１」と、緑地以外の環境施設にあつては「カー１」と読み替えるものとする。

別紙３

工業団地の面積並びに工業団地共通施設の面積及び配置

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 工業団地の名称 | | | | |
| 工業団地の所在地 | | | | |
| 工業団地の面積 | | | | ㎡ |
| 工業団地内の全工場又は全事業場の敷地面積の合計 | | | | ㎡ |
| 工業団地共通施設の面積の合計 | | | | ㎡ |
| うち緑地（様式第１又は第２備考２で区別することとされた緑地を除く。） | 面積 | ㎡ | | |
| うち様式第１又は第２備考２で区別することとされた緑地 | 面積 | ㎡ | | |
| うち緑地以外の環境施設 | 面積 | ㎡ | 配置 | |
| その他の共通施設 | 面積 | ㎡ | 配置 | |
| その他の施設 | 面積 | ㎡ | 配置 | |
| 工業団地等の配置に関する概略図その他の説明 | | | | |

備考　１　その他の施設の面積の欄は、工業団地の面積から工業団地内の全工場又は全事業場の敷地面積の合計及び工業団地共通施設の面積の合計を減じた面積を記載すること。

別紙４

隣接緑地等の面積及び配置並びに負担総額及び届出者が負担する費用

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 隣接緑地等の名称 | | | | |
| 隣接緑地等の所在地 | | | | |
| 隣接緑地等の面積の合計 | | | | ㎡ |
| うち緑地（様式第１又は第２備考２で区別することとされた緑地を除く。） | 面積 | ㎡ | | |
| うち様式第１又は第２備考２で区別することとされた緑地 | 面積 | ㎡ | | |
| うち緑地以外の環境施設 | 面積 | ㎡ | 種類 | |
| 事業者の負担する総額 | 設置費用 | | | 円 |
| | 維持管理費用 | | | 円 |
| うち届出者の負担費用 | 設置費用 | | | 円 |
| | 維持管理費用 | | | 円 |
| 隣接緑地等の配置に関する概略説その他の説明 | | | | |

備考　１　「事業者の負担する総額」の欄には、隣接緑地等の整備につき当該工業集合地に工場又は事業場を設置する事業者が負担する費用の総額について、設置費用、維持管理費用（毎年の維持管理費用に協定等による維持管理期間を乗じた金額）のそれぞれを記載すること。
２　「うち届出者の負担費用」の欄には、隣接緑地等の整備につき届出者が負担する費用について、設置費用、維持管理費用（毎年の維持管理費用に協定等による維持管理期間を乗じた金額）のそれぞれを記載すること。

別紙５

特定工場における大気に係る汚染物質の最大排出予定量

| ばい煙発生施設又は粉じん発生施設の名称 | 煙突番号 | 排出ガス量（千㎥/h） | 温度（℃） | | 排出ガス量（k㎥/h） | 汚染物質の排出予定量 いおう酸化物（k㎥/h） | 窒素酸化物（k㎥/h） | ばいじん（kg/h） | その他の汚染物質 | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | 最大 | | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ |
| | | | | 通常 | | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ |
| | | | | 最大 | | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ |
| | | | | 通常 | | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ |
| | | | | 最大 | | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ |
| | | | | 通常 | | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ |
| | | | | 最大 | | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ |
| | | | | 通常 | | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ |
| | | | | 最大 | | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ |
| | | | | 通常 | | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ |
| 工場合計 | | | | 最大 | | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ |
| | | | | 通常 | | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ |

備考　１　粉じんについては、粉じん発生施設ごとの排出ガス温度の欄、排出ガス量の欄及び汚染物質の排出予定量の欄には記載する必要はなく、工場合計の欄に当該特定工場の敷地の境界線における排出予定量及び濃度を記載すること。（濃度は（ ）内に記載すること。）
２　粉じん以外の汚染物質については、各ばい煙発生施設の欄の（ ）内には排出口におけるばい煙の濃度（乾きガス中の濃度とし、ばい煙処理施設がある場合は処理後の濃度）を記載し、工場合計の欄の（ ）内には各ばい煙の濃度を加重平均した濃度を記載すること。
３　その他は、別紙１の備考１から３まで及び５と同様とする。この場合において、「セー１」とあるのは「ターー１」と、「面積」とあるのは「排出ガス量又は汚染物質の排出予定量」と、「生産施設の面積の合計」とあるのは「工場合計」と、「全生産施設の面積の合計」とあるのは「全てのばい煙発生施設及び粉じん発生施設の排出ガス量及び汚染物質の排出予定量の合計」と読み替えるものとする。

別紙６

特定工場における水質に係る汚染物質の最大排出予定量

| 汚水等排出施設又は排水口の名称 | | 施設番号又は排水口番号 | | | 排出水の量（㎥/day） | 汚染物質の排出予定量 生物化学的酸素要求量又は化学的酸素要求量（kg/day） | 浮遊物質（kg/day） | ノルマルヘキサン抽出物質（kg/day） | その他の汚染物質 | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 汚水等排出施設 | | | | 最大 | | ・ | | | ・ | ・ | ・ | ・ |
| | | | | 通常 | | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ |
| | | | | 最大 | | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ |
| | | | | 通常 | | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ |
| | | | | 最大 | | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ |
| | | | | 通常 | | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ |
| 排水口 | | | | 最大 | | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ |
| | | | | 通常 | | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ |
| | | | | 最大 | | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ |
| | | | | 通常 | | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ |
| 工場合計 | | | | 最大 | | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ |
| | | | | 通常 | | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ |

備考　１　水素イオンについては汚水等排出施設及び排水口の欄にその濃度を、工場合計の欄には各排水口における濃度を加重平均した濃度を記載すること。
２　水素イオン以外の汚染物質については、各汚水等排出施設の欄の（ ）内には汚水等排出施設から排出される排水中の汚染物質の濃度を、各排水口の欄の（ ）内には排水口における排出水中の汚染物質の濃度を、工場合計の欄の（ ）内には排水口における排出水中の各汚染物質の濃度を加重平均した濃度を記載すること。
３　その他は、別紙１の備考１から３まで及び５と同様とする。この場合において、「セー１」とあるのは、汚水等排出施設については「スー１」と、排水口については「ハー１」と、「面積」とあるのは「排出水の量又は汚染物質の排出予定量」と、「生産施設の面積の合計」とあるのは「工場合計」と、「全生産施設の面積の合計」とあるのは「全ての排出口の排出水の量及び汚染物質の排出予定量の合計」と読み替えるものとする。

別紙７

燃料及び原材料の使用に関する計画

| 用途 | 種類 | | 燃料原料の別 | 年間総消費量 | 平均いおう含有率(%) | 平均窒素含有率(%) |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 燃料・原料 | 石炭・コークス | | | (10^t) | | |
| | 原油 | | | (10^kl) | | |
| | 重油 | いおう含有率2%以上 | | (10^kl) | | |
| | | いおう含有率1.5%～2%未満 | | (10^kl) | | |
| | | いおう含有率1.0%～1.5%未満 | | (10^kl) | | |
| | | いおう含有率0.5%～1.0%未満 | | (10^kl) | | |
| | | いおう含有率0.5%未満 | | (10^kl) | | |
| | 灯軽油 | | | (10^kl) | | |
| | ナフサ | | | (10^kl) | | |
| | LPG | | | (10^t) | | |
| | 都市ガス | | | (10^N㎥) | | |
| | 副生ガス・オフガス | | | (10^N㎥) | | |
| | 天然ガス | | | (10^N㎥) | | |
| | 廃棄物 | | | (10^t) | | |
| | その他（ ） | | | | | |
| | （ ） | | | | | |
| 材料 | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |

備考　１　年間総消費量の欄には、４月から翌年３月までの消費量を記載すること。
２　同一物質を燃料及び原料に使用する場合には、燃料と原料とに区分してそれぞれ記載すること。
３　その他の欄及び材料の欄には、汚染物質の発生に影響のある燃料、原料及び材料について記載すること。
４　その他は、別紙１の備考２及び３と同様とする。この場合において、「面積」とあるのは、「年間総消費量、平均いおう含有率及び平均窒素含有率」と、「施設」とあるのは、「燃料、原料又は材料」と読み替えるものとする。

**別紙6**

公害防止施設の設置その他の措置

| 公害防止施設の名称 | 施設番号 | 公害防止施設が設置される広い敷地を有し、粉じん発生施設又は汚水等排出施設の施設番号 | 排出ガス量又は排出水の量 | 処理される汚染物質の種類 | 処理能力 | 汚染物質の処理前の排出量及び濃度（A） | 汚染物質の処理後の排出量及び濃度（B） | 汚染物質の除去効率 [A－B / A] |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| （　） | | | | | | | | |
| （　） | | | | | | | | |
| （　） | | | | | | | | |
| （　） | | | | | | | | |
| （　） | | | | | | | | |
| （　） | | | | | | | | |
| （　） | | | | | | | | |
| （　） | | | | | | | | |
| （　） | | | | | | | | |
| （　） | | | | | | | | |
| （　） | | | | | | | | |
| （　） | | | | | | | | |
| その他の措置 | | | | | | | | |

備考　1　公害防止施設の名称の欄の（ ）には、処理の方式を記載すること。（焼却にあっては、（ ）には、高さを記載すること。）

2　その他は、別紙1の備考1からうまでと同様とする。この場合において、「セー1」とあるのは「コー1」と、「面積」とあるのは「処理能力」と読み替えるものとする。

様式第3

**様式第3**

氏名（名称、住所）変更届出書

年　月　日

殿

届出者 ｛氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名｝

（担当者）　電話（　）（　）　番

氏名（名称、住所）に変更があつたので、工場立地法第12条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

| | | | |
|---|---|---|---|
| 変更の内容 | 変更前 | | |
| | 変更後 | | |
| 変更年月日 | | 変更の理由 | |
| 受理番号 | | 受理年月日 | |
| 備考 | | | |

備考　1　※印の欄には、記載しないこと。

2　用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第4

**様式第4**

特定工場承継届出書

年　月　日

殿

届出者 ｛氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名｝

（担当者）　電話（　）（　）　番

特定工場に係る届出をした者の地位を承継したので、工場立地法第13条第3項の規定により、次のとおり届けます。

| | | | |
|---|---|---|---|
| 被承継者 | 氏名又は名称 | | |
| | 住　所 | | |
| 特定工場の設置の場所 | | 承継の年月日 | |
| | | 承継の原因 | |
| 受理番号 | | 受理年月日 | |
| 備考 | | | |

備考　1　※印の欄には、記載しないこと。

2　用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第4